

○山井委員 三十五分間、質問をさせていただきます。

きょう、多くの議員から質問がありましたが、本当に私たちが今までから言っているとおり、今回、高度プロフェSSIONナル、いわゆる残業代ゼロ制度、過労死促進法、これが強行採決されたら人の命が奪われるということがますます明らかになってきております。

例えば、野村不動産の裁量労働制についても、二〇〇五年から営業関係の約六百人に導入されたけれども、四年前の労働基準監督署の調査では見抜くことができなかった。それで、この配付資料にもありますが、過労死になられて初めて、十二年たって違法が発覚した。つまり、これは人が亡くならなかったら永遠に発覚しなかったんですよ。いろいろ指導を徹底するとかおっしゃっているけれども、過労死が起これないと違法がわからない。

残念ながら、一昨日明らかになった、IT関係会社の二十八歳の若者も一緒です。裁量労働制に入って、三十六時間連続勤務して、一カ月余りで過労死しているじゃないですか。

そして、初鹿さんも、皆さん言ったように、違法だらけじゃないですか、残念ながら。インターネットを見たら、ハローワークのホームページを見たら、違法な裁量労働制があふれているじゃないですか、これ。野放しじゃないですか。そんな中で、きょうの配付資料にもありますように、ますますこのリスクが高まってきております。

それで、きょうの配付資料を見ていただきますと、今回の新たな過労死ですね。きょうの配付資料の中に入れてさせていただきましたけれども、IT関連会社、そして、テレビ局の方もお亡くなりになりました。

この四ページにありますように、裁量労働制を適用、三十六時間連続勤務。テレビ会社のプロデューサー過労死、しかしこれは二〇一五年、三年たたないと明らかにならない。そして、管理監督者、残業規制の対象外。

そして、この裁量労働制、三十六時間連続勤務で働くことになった若者は、みなし労働時間はたった一日八時間。そして、このハローワークの求人、これを見てください、五ページ。ここに書いてあるんですよ、このITの会社のハローワークの求人。裁量労働制、月平均の時間外は二十時間と書いてあるんですよ。

そして、このような管理監督者や裁量労働制でさえ、人が死なないと取り締まれない。野村不動産は、四年前に指導に入ったけれども、六百人も違法を見抜けなかった。大西さんがおっしゃるように、裁量労働制というのは恐ろしいんですよ。一旦導入すると、違法で摘発されることなんかほとんどない、ざるなんです。

それよりもざるなのが、高度プロフェSSIONナル。この九ページにありますように、裁量労働制でさえ、みなし労働時間、休日労働時間数の、労働時間の把握が義務になっているんです。ここでも過労死は激増しているんです。これは重要ですよ。しかし、裁量労働制の過労死とは公表されないんですよ。違法だから、裁量労働制の過労死とすら公表されないんですよ。人知れず裁量労働制ということで亡くなくても、違法だから、結局は裁量労働制の過労死ということも誰にも知られずに、今回の野村不動産と一緒に、そうやって、深刻さは国民にも伝わりにくい。

そして、管理監督者、管理職でさえ、深夜労働時間を把握されている。しかし、この九ページにありますように、高度プロフェSSIONナルは、その労働時間を全く把握しなくていい。ある方がおっしゃっていました。この高度プロフェSSIONナル、悪魔の制度だと。過労死しても、過労死とさえ認めてもらえない。本当にこれは恐ろしい制度であります。

そして、このことに関して、ついでに言いますと、十一ページにありますように、先日も私、二人の若者に会いました。裁量労働制。一人は、裁量労働制で百時間残業をして、晩遅くに意識不明になって死にかかった。晩遅く同僚が出社したから命は救われたけれども、本当だったら死んでいた。これを、違法じゃないかということで労働組合が労基署に行ったら、労基署は問題ないといって門前払いされた。もう一人の右側の方も、労基署に行ったら、裁量労働制違反かどうかかわからないと言われた。

もともと見抜けないだけじゃなくて、労基署に行ったら門前払いに遭ってしまう。そうやって若者が二人とも死にかかっているんですよ。いまだにこの若者二人は体調が回復していませんよ。残業させられて、最大百時間ぐらい。こういう状況の中です。

そこで、一つ冒頭に私、申し上げておきたいのは、きょう、私の質問主意書の回答が返ってきました。どうい

質問主意書を出したのか。高度プロフェッショナルの労働者が制度から外れたいと希望した場合は、一般の制度の労働者に戻れますか。きょう、返ってきました、朝十時に。答弁は、高度プロフェッショナル制度については、労働者の同意を要件としているが、当該同意は撤回することができるものであると。

つまり、この高プロは、現行法で撤回することはできます。でも実際は、本当になかなか途中で抜けられないと思います。今、何やら修正案をして、撤回できないから撤回できるようにするというふうな、そういう報道もありますけれども、質問主意書にあるように、既にこれは撤回はできることにはなっているんですよ。あと、手続をどうするかというだけの話で。

ただ、言いたいのは、裁量労働制と同じように、裁量労働制も途中で抜けようと思えば抜けられますよ、しかし抜けられないんです。このことは申し上げておきたいと思います。

そこで、最初に、来てくださっております内閣官房の原審議官に、池田議員の続きをさせていただきたいと思えます。

きょうの配付資料の中に、過労死家族の会の方々の安倍総理大臣への面会希望の面談依頼書というものが入っております。二十ページです。きょうも過労死家族の会の方々が傍聴にお越しになられております。

読み上げさせていただきます。二十ページです。

総理大臣安倍晋三殿。面談の御依頼。私たちは、高度プロフェッショナルなど、逆に過労死をふやしかねない改革が法案に含まれていることに強い危機感を持っています。働き方改革は、当初からの安倍総理の御発言どおり、過労死を減らすものであらねばなりません。万一、過労死をふやす法案が成立することは絶対にあってはなりません。過労死で愛する家族を失い、地獄の苦しみを味わうのは、私たちだけでたくさんです。過労死防止のために私たちは人生をかけて活動しております。国際情勢も緊迫する中、御多用とは十分に承知していますが、国民の多くの命にかかわる切迫した問題ですので、ぜひとも私たちの声を直接お聞きいただきたく、面談を切にお願い申し上げます。

五月二十二日火曜日までにお時間を頂戴できればということで、これはおとといの一時ぐらいですか、安倍晋三事務所に届けられて、そして、かつ、福島参議院議員を通じて、内閣官房にもおととい出されたということを記者会見でお聞きをいたしました。夕方に記者会見をされましたので。

そこで、原審議官、改めてお聞きします。

二日前の一時に安倍晋三事務所にこれは提出されております。二日前です。昨日も午前中、十一時、福島みずほ参議院議員が、安倍総理、会ってくださるんですよ、面会してくださいということを強く強く、きのう午前と午後、福島みずほ議員が二回も質問されました。当然、安倍総理には、過労死家族の会から面談の御依頼が行っているということはもう耳に入っているということでもよろしいですか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、先ほど申し上げましたが、全国過労死を考える家族の会の声については、政府として十分に受けとめる必要があるというふうに考えております。

その上で申し上げますと、安倍事務所の方はちょっと私どもの方で承知してございません、何時云々というのは。

それで、私どもの方には、二日前の夜の二十一時過ぎにファクスという形で、議員会館の方に来まして、もう夜の二十一時を過ぎていたものですから、その日は対応がなかなか難しかったというところでもございまして、翌日、先ほども申し上げましたが……（山井委員「済みません、もう経緯は結構です、時間がないので。結論だけ、安倍総理の耳には入っているのかだけで結構です」と呼ぶ）先ほど申し上げましたけれども、関係者のところには渡しておりますが、そのところは確認がとれてございません。

○山井委員 一日、二日たっているのに、まだ安倍総理の耳に入っているかどうかわからない、それは余りにも不誠実じゃないですか。きのうも二回、午前、午後で国会で問題になっているんですよ。つまり、安倍総理の耳に入れられないんですか。じゃ、いつ安倍総理の耳に入れるおつもりなんですか。これは安倍総理への面談依頼ですからね。いつ安倍総理の耳に入れるんですか、来週火曜日までに面談をしたいというふうに書いてありますけれども。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

早急に伝えるようにいたしたいと思っております。

○山井委員 早急につて、きのうもそういう答弁をしているじゃないですか。これは来週火曜日の話ですよ。回答ももちろん重要だけれども、安倍総理にすらまだ伝えていないということは、申しわけないけれども、それはブロックしているんですか。会わせたくないんですか。安倍総理の耳に入れた上で、もちろんお忙しいのはわかりますよ、その上でどういう対応をするか考える、わかりますよ。にもかかわらず、一日、二日たっているのに、耳に入っているかどうかもわからない、それは余りにも冷たいんじゃないんですか。

なぜこんなことを言うかという、きょうの配付資料にも入れてありますけれども、十八ページ、去年の二月、安倍総理は、高橋まつりさんのお母さん、残念ながら電通事件で過労死をされてしまったまつりさんのお母さんと会って、長時間労働を是正すると。この記事によると、首相は涙ぐみながら聞いておられた。

おまけに、去年の所信表明演説では、この十九ページ、次のページにありますように、一月二十日、安倍総理はこう所信表明演説で言っているんですよ。入社一年目の女性が、長時間労働による過酷な状況の中、みずから命を絶ちました、二度と悲劇を繰り返さないとの強い決意。

しかし、上を見てください。そのお目にかかった御本人である高橋まつりさんのお母様の高橋幸美さんは、ツイッターで、五月十五日、三日前です、高度プロフェッショナル制度には過労死遺族として断固反対します、これはおかしくないですか。長時間労働を是正すると過労死の御家族に首相官邸で約束しておきながら、一年たったら御遺族の意向に反しているじゃないですか。

そして、安倍総理は、この国会を働き方国会とおっしゃっていますよね。そこまでおっしゃっているなら、一番長時間労働や過労死の苦しい当事者である過労死家族会の方々の面談要望をなぜ伝えないんですか。

今ここで答弁してください。きのうも二回、国会で問題になっているんですよ。言っちゃ悪いけれども、門前払いで、安倍総理には伝えたくない、そういうふうに思われても仕方ないですよ。そうでなかったら、いつまでに安倍総理に伝えるのか。これは、この要望書にも書いてあるように、人の命がかかっている問題ですからね。お答えください。いつまでに安倍総理に確実に伝えるんですか。早急というのはもう勘弁してください。いつまでに。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

早急にお伝えしたいと思います。委員の重ねての御指摘を十分踏まえて対応したい、このように存じます。(山井委員「だめです。とめてください」と呼ぶ)

○高鳥委員長 山井和則君、質問を続けてください。(発言する者あり)

原内閣官房審議官、もう一度答弁願います。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、まず、政府全体として、全国過労死を考える家族の会の皆様の声については十分に受けとめたいと存じます。それから、本日の再三の御指摘も踏まえて、できる限り早急に伝えるようにしたい、このように存じております。(発言する者あり)

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

原内閣審議官。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返し申し上げますが、全国過労死を考える家族の会の皆様の声には、政府として十分に受けとめる必要があると思っております。

きょうは、総理は外交日程もごございます。ただ、再三の御指摘もごございますので、私の方で、秘書官に必ずきょうじゅうに伝えていただくようお願いをしたい、このように思っております。

○山井委員 ちょっと待ってください。

秘書官にはいつこの話は伝えたんですか、秘書官には。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

もう一度経過を申し上げますと、二日前の夜の二十一時にファクスで来ました。(山井委員「いや、もうそれはいいから。秘書官にはいつですか」と呼ぶ)昨日、昨日に伝えをしております。

○山井委員 昨日、何時に秘書官に伝えましたか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

二十一時、二日前でございますが、ファクスで参議院の福島みずほ事務所の方から届きました。それで、私どもの方で、もう二十一時でございましたので、官邸の方に担当者が入れたということでございます。

翌日、ちょっといろいろばたばたしておりますので、何時ということは、ちょっと私の方では申し上げられないということでございます。

いずれにしても、前日に入っているということでございます。

○山井委員 ちょっと待って。ちょっとはっきりして。そんなことあり得ないよ。

きのうの午前なんですか、午後なんですか、晩なんですか。秘書官に入れた時間を教えてください。

○原政府参考人 ちょっと具体的に何時ということは申し上げられませんが、前の日に入れているということでございます。

○山井委員 前の日ということは、きのうということですね。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

昨日でございます。

○山井委員 そのときには、昨日中に総理に伝えてというふうにおっしゃったんですか。どういうふうに伝えたんですか。もちろんこれは、渡しただけじゃ意味がないですよ。きょうじゅうに総理に伝えてということをおっしゃったんですか。どういう渡し方をされたんですか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

全国過労死を考える家族の会からこういうものが来ているということで、お伝えをしております。

○山井委員 結局、私も本当にこれは深刻な問題だと思えますよ。二日前の一時に安倍事務所にこの要望、面会依頼を出している。おとこの晩に福島みずほ事務所からも行っている。丸一日たったけれども、総理にもまだ伝わっていない。そして、きょうじゅうに伝わるかどうかもわからない。それは余りにも冷た過ぎるんじゃないんですか。

例えばですよ、お忙しいのはわかりますけれども、今も首相動静を見たら、きのうも、例えば晩の六時三十七分から九時十八分まで、二時間以上成蹊大学の友人と食事というふうになっていますよ。きょう福島に行っておられるそうですけれども、例えば、きょうの朝二時間は昭恵夫人と一緒に列車で移動というふうに、ここに、見ると書いてあります。

これは即返事と言っているんじゃないんですよ。この本当に命のかかった要望書、このままでは人の命が奪われる。私たち国会議員の仕事は国民の命を守ることでしょう。このままでは人の命が奪われる。いろいろな仕事、公務、忙しいのはわかりますよ。でも、国民の命が奪われる。

実際、先ほども言ったように、野村不動産、IT関連会社、続々人が死んでいるじゃないですか。人が死んでいるじゃないですか。その人たちを救うどころか、更に過労死をふやす。そのことを、面会依頼したら、二日たっても総理に伝わらない。それはおかしいですよ。加計学園の理事長とゴルフや食事を十数回して、でも、過労死家族の会が面会したいと言ったら、その面会要望も総理に伝えてもらえないんですか。

もう一回答弁してください。きょうじゅうに必ず安倍総理に伝えるということを答弁ください。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、私ども政府として、全国過労死を考える家族の会の声については、十分に受けとめたいと存じます。

それから、きょうじゅうにというお話でございました。先ほども申し上げましたが、私の方で、伝わっているか伝わっていないか、ちょっと確認がとれていないということでございます。それも含めて、いずれにいたしましても、きょう再三御指摘をいただきましたので、私の方できょうじゅうに伝えるように努めてまいりたい、このように思います。

○山井委員 後で私の携帯を言いますので、私に教えてください。

これは深刻な問題ですよ。あした、あさって、土日になるわけですからね。

それで、もう一つ、私、気になったことがあります。

今回、二月二十三日に過労死の家族の会の方々十数名が加藤大臣に面談をされました。その概要を出してくれと言いました。なぜならば、高プロがいいという意見の十数人の議事録だけ出たから、それだったら、高プロに反対している過労死の家族の会の方々が二月二十三日に面談したから、面談記録を理事会に出してくれと言いました。

私、これを読んでびっくりしました。裁量労働制の廃案ということは書いてあるけれども、高プロの削除がまさに削られているじゃないですか、この報告書から。

しかし、ここにあるんですよ、家族の会の方が読み上げた原稿が。ここには大きな問題点として、読み上げましょうか、問題点は高度プロフェッショナルの創設です、そしてもう一つの問題点が企画業務型裁量労働制の拡大の導入です。読み上げたとおりの原稿です、ここにあるのは。

加藤大臣、結論を読み上げますよ。

過労死は人災、劣悪な働き方をすれば誰にでも起こります。特に深刻なのは、若者の過労自死が多いことです。日本の将来を担う若者を使い潰すようでは、日本の未来をなくします。今求められているのは、日本の働く社会から過労死、過労自死を根絶するとともに、労働者にゆとりのある生活時間の確保と労働時間規制であることは明らかです。そのためにも、政府の働き方改革法案の中にある、国民の命を奪う高度プロフェッショナル制度の創設、裁量労働制の拡大、この二つの削除をし、まず実態調査をして、実効性のある長時間労働規制を求めます。このままでは、今回の働き方改革法案は、残業代ゼロ法案です。過労死促進法です。ひいては、過労死防止法違反です。

結論として、高プロの削除、書いてあるじゃないですか。何で、理事会に提出する資料から、一番重要な結論の高プロのこの字も、この中から削除されているんですか。これははっきり言って、改ざん、捏造じゃないですか。過労死家族の会、過労死遺族の声を何で捏造するんですか。

これは結局、びっくりしました、高プロと裁量労働制の拡大の削除の要望に行かれたんですよ。この原稿は、寺西代表が予算委員会の参考人で陳述されたとおりの内容です。このとおりを加藤大臣におっしゃった。にもかかわらず、私たちに報告された資料の中では、裁量労働制の拡大だけ、高プロのこの字も書いてない。捏造じゃないですか。出し直してください。

○加藤国務大臣 全国過労死を考える家族の会との、要請の概要を出してくれということでありました。

この会は、基本的には非公開で、率直な意見交換をされたということでもありますから、冒頭部分だけマスコミが入られたので、その部分は公開をしてやっていますから、そこだけ公開をさせていただいたということでありまして、それ以外については、今申し上げた、もともとの非公開で、そして、率直な意見交換、さらには個人のお話もいろいろありましたから、そういった意味で、その部分の開示は控えさせていただいているということで、この冒頭部分について、今委員おっしゃるように、これはマスコミも入っておられますから、そのところは御確認いただければと思います。

○山井委員 おかしい。ほかの、十数人の高プロの割といい点を聞くとときも非公開ですよ。公開する前提じゃなかったですよ。そのときは高プロのいい点をいっぱい書いておいて、肝心の、高プロの、裁量労働制の削除のために申し入れたのに、そのためにこれを書かない。捏造じゃないですか。改ざんじゃないですか。これはひどい。考えられません。

ちょっとこれ、理事会で協議してください。ちゃんと、高プロ削除、裁量労働制の拡大を、ここに原稿、お渡ししますから、ちゃんとそれを出してください。委員長をお願いします。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 まあ本当に、そこまでやりますか。家族の会の方々が高プロ削除を要望に行ったら、そのことすら隠蔽しますか。そこまでやりますか。本当に私も大変びっくりしております。

そして、今回も、残念ながら、IT関連会社、二十八歳の方の過労死。ここにもありますように、三十六時間の

長時間労働、二十九時間の連続労働。ということは、裁量労働制で、二十九時間、三十六時間の連続勤務、これは合法なんですか。今回のITの関連の方も亡くなりましたけれども、二十九時間、三十六時間連続勤務、これは合法なんですか、裁量労働制で。

○加藤国務大臣 まずその前に、捏造と言いましたけれども、どこが捏造なのかははっきりしていただきたいと思います。これは違います。公開をした部分だけ、記者が入っている部分だけ載せさせていただいているということでもあります。

したがって、あとは非公開で率直な意見交換をさせていただいたので、それは出していないということでもありますので、そこははっきりさせて、ここの冒頭部分を載せているということalmazまず……（山井委員「要望したのは私ですから、これを出してくれと言ったのは。私は中身を出してくれと言っているんだから」と呼ぶ）

○高鳥委員長 御静粛に願います。大臣が答弁中です。

○加藤国務大臣 ですから、開放、オープンにできる部分は公開で……（発言する者あり）

○高鳥委員長 答弁が聞こえません。御静粛に願います。

○加藤国務大臣 ですから、まず、捏造だとおっしゃるから、捏造ではないということを申し上げているので……（山井委員「捏造じゃないか」と呼ぶ）いやいや、委員から捏造というレッテルを張られたら、それは違うということを確認する必要があります。

これは、全体を出してくれということだったので、公表できる部分はここだということで、冒頭マスコミの方が入った部分を出させていただいているということ、それ以上のものでもないし、それ以下のものでもないということでもあります。

それから、今の委員のお話がありましたけれども、それについては個別の案件でありますから、それについて今ここで具体的にコメントするのは差し控えさせていただきたいと思います。

○山井委員 いや、これなんですね。今の答弁、つまり、三十六時間勤務でも、違法、だめだと言えないわけですよ、個別の問題。

結局、ということは、三十六時間、これだけへとへとで、このツイッターにあるように、眠い、十三時から翌日の十八時までって何なん、仕事終わるまであと二十二時間、外明るいと思ったら朝の六時かよ、社会人になって三十六時間ぶっ通しで働いた。これでも個別ということは、これは問題だ、違法だと言えないということですね、今のは、加藤大臣。

つまり、裁量労働制の怖さはここなんですよ。三十六時間ぶっ通しで働かされても、結局、これは違法かどうかもわからない。

では、加藤大臣、高プロについてお聞きします。

高プロで、三十六時間連続勤務というのは、これは許されるんですか、許されないんですか。

○加藤国務大臣 さっき裁量労働制のお話がありましたけれども、例えば、一般だって同じことが少なくとも言えるわけであります。

それから、今……（発言する者あり）

○高鳥委員長 静粛にお願いいたします。

○加藤国務大臣 また今、高プロのお話がありましたけれども、高プロの場合にも、これも、これまでも山井議員ともいろいろお話をさせていただいておりますけれども、法令、法律だけじゃなくて省令も含めて要件をセットした段階の中で、その業務に該当するのかどうか、そして、業務において時間等の指示があるのかどうか、そういったことは一つ一つチェックしていかなければ、今の状況について、それが該当するかしらないか、違法性があるかないかということについて申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

○山井委員 そうなんです。だから、結局、取り締まれないんです。だから、過労死が起こらないと違法が発覚しないんです。

だから、この高度プロフェSSIONナルでも、三十六時間働かされて死んでも、今おっしゃったように、それが違法かどうかわからない。本当に、さっきも言ったように、労災認定すら受けられないかもしれないわけです。

三十六時間連続勤務、このことについては、やはり、ここにも書いてありますように、野村不動産については、

二〇〇五年から裁量労働制を違法に営業に入れたけれども、十二年間見抜けなかった。そして、今回のIT関連会社に関しても、過労死が起こるまで発見されなかったということで、この高プロを入れると、高プロは、裁量労働制や管理監督者よりも規制が弱いわけです。

これはやはり、加藤大臣、過労死防止に逆行しているじゃないですか。ますます、労働時間規制が裁量労働制より弱い、そして、過労死しないと違法が取り締まれないのが裁量労働制。にもかかわらず、高プロは、労働時間の把握すらなくていいんですよ。

加藤大臣、ぜひとも高プロの削除をしていただきたい。そのためにも、過労死の家族の会が、今、面談を総理に求められているわけです。

この二十五ページを見てください。

二〇〇七年一月十七日、実は、安倍総理がこの高プロやホワイトカラーエグゼンプションを出してくるのは二回目なんですね。一回目は、家族会の方々や世論の大反対で断念されているんです。ここにありますように、現段階で国民の理解が得られるとは思えない、決してサービス残業がふえたり、残業を助長することがあってはならないと言って、二〇〇七年の一月十七日、安倍総理は一回断念しているんですよ。

家族会の方も含めて、世論も含めて、今回も大反対の声があるわけですから、何としても今回も断念をしていただきたい。

ぜひとも、加藤大臣、この高プロの削除ということを強くお願いしたいのですが、いかがですか。

○加藤国務大臣 家族会の皆さん方からも、高プロにおけるそうした長時間残業につながるのではないかと、それがひいては過労死を引き起こすのではないかと、そういう御懸念は聞かせていただきました。

そして、私どもとして、そうした懸念をできるだけ解消すべく、要件を設定し、また健康確保措置、あるいは健康管理時間を通じてそうした懸念の解消に努めさせていただく。そういった仕組みの中で、今回、一連の時間外労働時間の罰則付きの上限規制、あるいは同一労働同一賃金ともども、最終的には、さまざまな条件がある方がその状況に応じて多様な働き方ができる、こういった中身、あるいはそれを目的として今回の法案を提出をさせていただいているところでございますので、衆議院の厚生労働委員会における御審議をお願いをしているわけがあります。

○山井委員 三十六時間の連続勤務の問題ですが、一般の労働者は、残業代を払わないとだめだ、そして、そういうことをして過労死をしたら大変な問題になるということで、そんな三十六時間連続勤務なんかあり得ないんですよ。しかし、裁量労働制や高プロではそういうことがあり得てくるし、何よりも、裁量労働制やほかの働き方は、労働時間の管理がされているんです。しかし、高プロは、労働時間の管理もされなくなります。

ですから、ぜひとも高プロは削除していただきたいですし、最後に申し上げますが、申しわけないけれども、この理事会に出されたペーパーは、私は改ざんと言わざるを得ません。私が求めた資料です。過労死の家族の会から、二月二十三日に面談した際のお話の要旨を、主な内容をお知らせくださいと言って、その要旨は裁量労働制と……

○高鳥委員長 山井君に申し上げます。

既に持ち時間が経過しておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 高プロの削除であったにもかかわらず、それを理事会にも報告しないというのは捏造以外の何物でもありません。ぜひ正確なものを出していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。